

平成 27 年 6 月 9 日

第 106 回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

(平成 26 年 4 月 1 日から)
(平成 27 年 3 月 31 日まで)

広島電鉄株式会社

法令および当社定款第 17 条の規定に基づき、インターネット上の
当社ウェブサイト(<http://www.hiroden.co.jp/>)に掲載すること
により株主の皆様提供しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 14社

主要な連結子会社の名称

㈱広電ストア、広電建設㈱、広電エアサポート㈱、備北交通㈱、㈱広電宮島ガーデン、宮島松大汽船㈱、㈱ヒロデンプラザ、㈱グリーンバズ・ヒロデン、㈱ホテルニューヒロデン、広電興産㈱、エイチ・ディー西広島㈱、広島観光開発㈱、㈱交通会館、芸陽バス㈱

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(有)やまとタクシー、広島観光汽船㈱、(有)広電商事

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、その総資産、営業収益、当期純損益及び利益剰余金等からみて、いずれも小規模会社であり、かつ、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 2社

主要な会社等の名称

大亜工業㈱、ひろでん中国新聞旅行㈱

持分法非適用会社について持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法にもとづく原価法

② たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売土地及び建物

個別法

商

品

売価還元法

貯

蔵

品

移動平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

原則として定率法を採用しております。ただし、ゴルフ場施設と平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しております。また、鉄軌道事業固定資産の構築物のうち取替資産については取替法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)にもとづく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

諸債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額

を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討した貸倒見積額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当連結会計年度に着手した工事契約から当連結会計年度末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

② 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

③ ヘッジ会計の処理

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額にもとづき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

なお、会計基準変更時差異については、当社保有株式による退職給付信託を設定し、残額を主として15年による按分額で費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による按分額を、それぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 工事負担金等の会計処理方法

工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を「工事負担金等受入額」として特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を「固定資産圧縮損」として特別損失に計上しております。

⑥ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用としております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

(5) 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付

債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更しております。

これに伴う当連結会計年度の期首の利益剰余金及び当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(6) 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正)

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が公布されたことに伴い、平成27年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の35.4%から、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで 32.8%

平成28年4月1日以降 32.1%

この税率の変更により繰延税金資産(負債)の純額が98百万円、その他有価証券評価差額金が95百万円、退職給付に係る調整累計額が48百万円、当連結会計年度に費用計上された法人税等調整額が45百万円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債が1,083百万円減少し、土地再評価差額金が1,083百万円増加しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

| | | |
|-----------|--------|-----|
| 現金及び預金 | 23 | 百万円 |
| 原材料及び貯蔵品 | 226 | |
| 建物及び構築物 | 10,973 | |
| 機械装置及び運搬具 | 2,706 | |
| 土地 | 24,199 | |
| その他 | 160 | |
| 投資有価証券 | 2,164 | |
| 計 | 40,454 | |

(2) 担保に係る債務

| | | |
|---------------|--------|-----|
| 短期借入金 | 400 | 百万円 |
| 社債 | 246 | |
| 長期借入金 | 13,015 | |
| (1年内返済予定額を含む) | | |
| 計 | 13,661 | |

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 52,071 百万円

(4) 債務保証

連結子会社以外の会社の代理店契約にもとづく債務保証を行っております。

ひろでん中国新聞旅行㈱ 32 百万円

(5) 土地の再評価

当社において、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日改正)にもとづき、事業用土地の再評価を行っております。

・再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法にもとづいて算定しており、再評価差額のうち税効果相当額を固定負債の部に「再評価に係る繰延税金負債」として、その他の金額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。

・再評価を行った年月日 平成13年3月31日

3. 連結損益計算書に関する注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金及び(7)社債

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(8)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8)デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(6)参照）。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 298 百万円）、子会社株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額 235 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、広島県内において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。なお、賃貸オフィスビルの一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 |
|------------------------|------------|--------|
| 賃貸等不動産 | 22,500 | 24,745 |
| 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産 | 7,436 | 7,644 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主要な物件については、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）、その他の物件については、一定の評価額等が適切に市場価格を反映していると考えられるため、当該評価額や連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 636円01銭
(2) 1株当たり当期純利益 17円52銭

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法にもとづく原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算末日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は、全部純資産直
入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法にもとづく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売土地及び建物 個別法

貯 蔵 品 移動平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しております。また、鉄・軌道事業固定資産の構築物のうち取替資産については取替法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

諸債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討した貸倒見積額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額にもとづき、当事業年度末において発生している額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

なお、会計基準変更時差異については、当社保有株式による退職給付信託を設定し、残額を15年による按分額で費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による按分額を、それぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。

(4) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、保証先の財政状態等を勘案し、損失負

担見込額を計上しております。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の資産内容等を勘案し、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

(2) ヘッジ会計の処理

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(3) 工事負担金等の会計処理

工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を「工事負担金等受入額」として特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を「固定資産圧縮損」として特別損失に計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

(5) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6) 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更しております。

これに伴う当事業年度の期首の繰越利益剰余金及び当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

| | | |
|------------|---------------|-----|
| 貯蔵品 | 226 | 百万円 |
| 鉄・軌道事業固定資産 | 12,076 | |
| 自動車事業固定資産 | 6,414 | |
| 不動産事業固定資産 | 14,391 | |
| 各事業関連固定資産 | 739 | |
| 投資有価証券 | 2,164 | |
| 計 | <u>36,012</u> | |

| | | |
|--------------------|--------|-----|
| (2) 担保に係る債務 | | |
| 長期借入金 | 11,710 | 百万円 |
| (1年内返済予定額を含む) | | |
| (3) 有形固定資産の減価償却累計額 | 37,414 | 百万円 |
| (4) 事業用固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 57,077 | 百万円 |
| 土地 | 39,458 | |
| 建物 | 9,912 | |
| 構築物 | 2,695 | |
| 車両 | 3,802 | |
| その他 | 1,208 | |
| 無形固定資産 | 559 | |

(5) 債務保証等

関係会社の銀行ほかの借入金等に対し、債務保証及び保証類似行為を行っております。なお、下記の金額は債務保証損失引当金を控除しております。

(1) 債務保証

| | | |
|---------------|------------|-----|
| 広電エアサポート(株) | 20 | 百万円 |
| (株)ホテルニューヒロデン | 340 | |
| 広電興産(株) | 151 | |
| (株)交通会館 | 151 | |
| ひろでん中国新聞旅行(株) | 32 | |
| 計 | <u>694</u> | |

(2) 保証予約

| | | |
|-------------|------------|--|
| 広電エアサポート(株) | 120 | |
| 計 | <u>120</u> | |

(6) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | | |
|--------|-----|-----|
| 短期金銭債権 | 257 | 百万円 |
| 長期金銭債権 | 745 | |
| 短期金銭債務 | 551 | |
| 長期金銭債務 | 47 | |

(7) 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額

固定資産のうち取得原価は下記の金額だけ国庫補助金、工事負担金等の受入のため圧縮記帳を行っております。

17,366 百万円

(8) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日改正）にもとづき、事業用土地の再評価を行っております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法にもとづいて算定しており、再評価差額のうち税効果相当額を固定負債の部に「再評価に係る繰延税金負債」として、その他の金額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。

・再評価を行った年月日

平成13年3月31日

3. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

| | | |
|---------------|--------|-----|
| (2) 営業収益 | 28,004 | 百万円 |
| (3) 営業費 | 27,218 | 百万円 |
| 運送営業費及び売上原価 | 21,651 | 百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,359 | |
| 諸税 | 1,036 | |
| 減価償却費 | 2,170 | |
| (4) 関係会社との取引高 | | |
| 営業取引による取引高 | | |
| 営業収益 | 629 | 百万円 |
| 営業費 | 1,490 | |
| 営業取引以外による取引高 | 825 | |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

| | | |
|------|---------|---|
| 普通株式 | 132,083 | 株 |
|------|---------|---|

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

| | | |
|--------------------------|--------|-----|
| 退職給付引当金 | 206 | 百万円 |
| 長期未払金 | 26 | |
| 賞与引当金 | 286 | |
| 法定福利費未払費用 | 42 | |
| 貸倒引当金 | 254 | |
| 未払事業税 | 40 | |
| 債務保証損失引当金 | 962 | |
| 関係会社事業損失引当金 | 672 | |
| 関係会社株式評価損 | 1,468 | |
| 繰延税金負債（前払年金費用）との相殺 | △295 | |
| 繰延税金負債（その他有価証券評価差額金）との相殺 | △917 | |
| その他 | 258 | |
| 繰延税金資産（負債）小計 | 3,005 | |
| 評価性引当金 | △3,513 | |
| 繰延税金資産（負債）合計 | △507 | |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | △507 | |

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が公布されたことに伴い、平成27年4月1日以降開始する事業年度より法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の35.4%から、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで 32.8%

平成28年4月1日以降 32.1%

この税率の変更により繰延税金資産（負債）の純額が63百万円、その他有価証券評価差額金が94百万円、当事業年度に費用計上された法人税等調整額の金額が31百万円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債が1,083百万円減少し、土地再評価差額金が1,083百万円増加しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 546円71銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 9円17銭 |